

Weekly コラム

平成 30 年 5 月 29 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

配偶者(特別)控除の変更点

◆平成 30 年から改正適用となります

今年から、配偶者控除及び配偶者特別控除が改正されました。内容をおおざっぱに言うと「配偶者特別控除適用上限が 140 万円ではなくなった」ということとなります。

ただし、納税者本人(配偶者控除を受ける人)の所得金額によって、配偶者控除や配偶者特別控除の額が増減します。

◆本人の所得によって変動する配偶者控除

まずは配偶者控除のみで条件を見てみましょう。

①本人の合計所得が 900 万円以下(給与収入のみで計算すると 1,120 万円以下)の場合
→配偶者控除は 38 万円

②本人の合計所得が 950 万円以下(1,170 万円以下)の場合→配偶者控除は 26 万円

③本人の合計所得が 1,000 万円以下(1,220 万円以下)の場合→配偶者控除は 13 万円

④本人の合計所得が 1,000 万円を超える場合
→配偶者控除は適用されません

※配偶者の所得はいずれも 38 万円以下(給与収入 103 万円以下)であることが条件

◆配偶者特別控除の変動

今までは 38 万円超の配偶者の所得によって配偶者特別控除が受けられましたが、今回の改正によって本人の所得により、そのパターンが 3 つに分かれました。また、配偶者特別控除が受けられるのは所得 123 万円まで(給与収入のみで換算すると 201 万円まで)となる他、配偶者の所得が 85 万円(給与収入 150 万円)までは配偶者控除と同額の控除額となります。

・本人の所得 900 万円以下 →配偶者特別控除額: 38 万円～3 万円

・本人の所得 950 万円以下 →配偶者特別控除額: 26 万円～2 万円

・本人の所得 1,000 万円以下 →配偶者特別控除額: 13 万円～1 万円

※本人所得が 1,000 万円を超える場合は、改正前と同じく配偶者特別控除は受けられない

◆「103 万円の壁」は無くなったが……

妻の収入が一定以上あると手取りが逆転したり、税金によって手取り額に差が出てしまう現象を「壁」とよく言いますが、最大の「壁」というのは「社会保険料負担」が発生することです。

この壁は未だに 130 万円(場合により 106 万円)以上で発生します。社会保険料関係の法改正も早急にして欲しいですね。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。